

第 2 5 期 第 3 5 回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和 8 年 4 月 3 0 日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 3 5 回定例農業委員会総会議事録

令和 8 年 4 月 3 0 日（木）午後 1 時 3 0 分から、農業振興センターにおいて第 3 5 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 6 名
農地利用最適化推進委員	4 名
事務局	局長
	係長
	主査

議事日程

（議案）

第 1 3 8 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく 農用地利用集積等促進計画について	3 3 件
第 1 3 9 号	農地法 3 条の規定による許可申請について	1 1 件
第 1 4 0 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件
第 1 4 1 号	農地法第 5 条の規定による許可の取消願について	1 件
第 1 4 2 号	非農地判断について	3 件
第 1 4 3 号	伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備 計画の変更に係る意見について	1 件

（報告）

第 5 8 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について	1 件
---------	-------------------------------	-----

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第35回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

＜一同、礼＞

ご着席下さい。

本日の総会開催にあたり議席番号●●番、●●委員、●●番、●●委員、●●番、●●委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願いいたします。

議案第138号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定め、同条第7項の規定により、次のとおり公告するため審議を求める。農用地利用集積等促進計画（第1号）番号1～33について、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、事前に送付させていただいていた別冊、令和8年度「農用地利用集積等促進計画」第1号をご覧ください。1～10ページが所有者と機構との間の契約、11～20ページが機構と受手との間の契約となっております。各契約の申請番号が共通の番号となっておりますので確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。今回の利用権設定の申し出の合計は、33件、76筆、98,909㎡。内訳としましては、有償の件数が16件、無償の件数が17件、となっております。契約の期間については、10年以上の契約が8件、5年以上10年未満の契約が25件となっております。申請のほとんどが、5月末で利用権での契約が切れる方の更新申請によるものとなります。担当地区農業委員さん・推進委員さんに事前に現地確認願にて確認はいただいておりますので、本計画案について、内容が地域の実情に合っているか、適切な農地利用となっているかについて、ご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、申請番号1番については、新規就農者となりますので、事務局説明後に本人より就農計画についてお話をいただきます。

まず、1 ページと 11 ページに載せている申請番号 1 番、●●さんの経営予定について説明いたします。詳細につきましては、議案説明書 2 ページから 6 ページに「青年等就農計画認定申請書」を掲載しています。6 ページの収支計画をご覧ください。

●●さんは、露地での果樹、レモン、キウイフルーツの栽培を行います。今回の申請では、不知火、甘平、温州ミカンなどの柑橘を栽培します。なお、キウイフルーツについては、別途契約予定となっております。農地が未相続のため申請が遅れておりますが、整い次第契約するようになっております。また、●●さんは、●●の研修を今年の 6 月に終わらせてからの就農となります。このあと本人さんからの発表と合わせて審議をお願いいたします。以上です。

議長

番号 1 ～ 3 3 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、計画内番号 1 につきまして、新規就農者の方にお越しいただいていますので、本人さんからの発表に移ります。それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の営農計画について発表をお願いします。

●● さん

初めまして、●●と申します。よろしくお願いします。就農のきっかけですが、●●の方で叔父がキウイ畑をやっていたのですが、数年前に体調を崩しまして、畑ができなくなるかもしれないということでもったいないな、なんとか維持できないかということで就農を考えました。●●の研修所に 2 年行った方がいいということで行きまして、そこで改めて農業をしようと決意しました。計画ですが、叔父の園地は叔父がまだ継続してできているので、自分は新しいところを借りてやろうということになっております。借りられた園地は、キウイが 7 反と柑橘が 1 町の畑です。以上になります。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・ご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

収支計画の経営開始資金のところが空欄になっているのですが、1 年目から 3 年目に 150 万円はもらえるということですか。

●● さん

そうです。

●● 農業委員

今年の収穫から言う私よりも大先輩が何人もいらっしゃるからそちらの方が詳しいですが、不知火はやめておいた方がいいです。●●も売らないし収穫があってもほとんど製品になるのがないと言われています。

●● 農業委員

●●の果樹同志会に、この前の総会で承認されてぼくも入っていますが、果樹経営の方がだいぶいますし、若い子もいますので、その辺は協力してやっていけると思いますので、新品種導入に関してとかその辺のアドバイスは十分周りからもらえると思います。

議長

お住まいは松山ですね。

●● さん

そうです。

議長

通いでされるのですか。

●● さん

親戚の家を●●の方で借りるようになっておりまして、現在は、研修所に行くために松山にいます。卒業が6月の頭になりまして、その時点でこっちに越してくるようになります。

議長

今まではお仕事は何をされていましたか。

●● さん

これまでは、香川の方で勤めていまして、そこをやめて研修所に行っています。

議長

おひとりでされるのですか。

●● さん

基本的には一人ですが、叔父やいとこの手を借りながらやっていこうと考えています。

●● 農業委員

●●さんのこれからやっていこうとしている土地が、私の家から約300mの所にあ

ります。先ほど事務方からもお話があったように現地確認をさせていただきました。その時点で●●さんは、果樹園の維持管理をされておりまして、今、農業委員さんからご心配のありましたように不知火もやっておられます。不知火も成木でかなりの収穫量があるかと思いますが、温州ミカン、甘平、ポンカン等が主な作物と思います。新規就農でやる気満々でおられますし、会長からご指摘がございましたように住宅も園地から 10 分ぐらいのところに構えるような段取りをされておられます。そのように本人は、準備を進められて、やる気十分でございます。これから皆さん方と会う機会があるかもしれませんが、温かいご指導の程よろしく願いいたします。

議長

他に無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。ありがとうございました。あらためまして、番号 1 ～ 33 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、番号 1 ～ 33 について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号 1 ～ 33 について、承認いたします。

議案第 139 号

農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号 1 について、事務局にて説明をお願いします。

事務局

1 番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	中山町中山	●●	さん
申請地	中山町中山●●	畑	●●m ²
	他 4 筆	合計●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●		m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の 7 ページ 1 番のとおりです。なお、農地法第 3

条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

譲渡人の●●さんは、今まで松山から草刈りに年3回程帰られていたのですが、高齢でしんどくなりまして、中山にも家があるのですが、土地を売るといより誰か近くの人にもらってもらえないかということで、すぐ近くの●●さんが、引き受けてくださいました。●●さんは、勤めに出られていますが、すでにネギを植えていらっしやって、今はだいぶ育てております。きれいな畑で草一つありませんでした。奥さんと子どもさんも手伝ってされるそうで、日頃は奥さんが管理をされるそうです。6反ほどの畑があるのですが、これはご両親がピーマンをされていますので、勤めているからできないというわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	下三谷	●●	さん
譲受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の7ページ2番のとおりです。なお、農地法第3

条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんも大変高齢なのですが、家庭菜園として管理をしていくということです。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、地元委員欠席につき、事務局にて一括説明をお願いします。

3番

譲渡人	双海町高岸	●●	さん
譲受人	双海町高岸	●●	さん
申請地	双海町高岸字	●●	畑 ●●m ²
	他 14 筆	合計	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人) 生前贈与		
	(譲渡人) 生前贈与		
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の7ページ3番のとおりです。●●さんは●●歳とご高齢のため、息子の●●さんに一括して生前贈与したいとのことです。経営者が●●さんに移ったあとも●●さんも手伝いながら耕作していくと聞いております。担当委員さんからも現地確認等で問題ない旨、聞いております。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、地元委員欠席につき、事務局にて一括説明をお願いします。

4番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	双海町高岸	●●	さん
申請地	双海町高岸字●●	田	●●m ²
	他4筆	合計●●	m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人) 譲渡人の要望 (譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の7ページ4番のとおりです。●●さんは松山市に住まわれており、管理が難しいことから申請地近くに住んでいる●●さんに管理をしてもらいたいとのことで、譲渡に至りました。申請地では季節野菜を栽培します。担当委員さんからも現地確認等で問題ない旨、聞いております。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局にて説明をお願いします。

5番

貸渡人 下三谷 ●● さん

借受人 松前町 ●● さん

申請地 下三谷字●● 田 ●●㎡

他1筆 合計●●㎡

借受人の耕作面積 ●●㎡

申請理由 (借受人) 経営規模拡大

(貸渡人) 農地管理困難

権利の種類 10年間の賃借権設定

借受人の経営状況は、議案説明書の7ページ5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

この土地は、地目が田となっておりますが、柑橘の施設で、●●さんが隣で柑橘を栽培されているので依頼をして、管理していただけることになりました。●●さんは双海が実家で柑橘をされています。以上でございます。

議長

それでは、番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●さんは施設をされるのですか。

●● 農業委員

はい。

●● 農業委員

現在、●●さんが施設をしている下に●●さんのハウスがありますので、そこを借

り受けるとのことです。●●さんは私と同じ部落でして、●●でお父さんとされていますが、経営を別にしてこちらでされています。1箇所は田んぼを借りて整地して、ハウスを建てたと思います。その隣ということで借りられました。その周りに●●の経営者がだいぶおられますので大丈夫だと思います。

議長

できた生産物は南伊予に出荷するのですか。

●● 農業委員

地元を持って帰るそうです。

議長

他にないでしょうか。無いようでしたら、番号5について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

続いて、番号6につきまして、事務局にて説明をお願いします。

6番

貸渡人	上野	●●	さん
借受人	砥部町	●●	さん
申請地	上野字●●	田	●●m ²
	他1筆	合計●●	m ²
借受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	5年間の賃借権設定		

借受人の経営状況は、議案説明書の8ページ6番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

借受人の●●さんは、砥部町在住ですが、かつて●●で勤められていたこともあって、南伊予のことはいろいろとご存じです。丁度、●●の北の方に●●のハウスがございまして、そのすぐ東の土地です。●●さんは●●代で若いですし、やる気もあり

ますので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

こちらもハウスですか。

●● 推進委員

野菜の小さいハウスはしています。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号6について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

続いて、番号7につきまして、事務局にて説明をお願いします。

7番

譲渡人	上三谷	●●	さん
譲受人	三秋	●●	さん
申請地	上三谷字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の8ページ7番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号7について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

今はジャガイモを植えておられます。きちんと整理をされて、周りの草刈りもきれいにされておりますので、大丈夫だと思います。

議長

それでは、番号7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号7について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号7について承認いたします。

続いて、番号8、9につきまして、関連がございますので、一括審議とし、地元委員欠席につき、事務局にて一括説明をお願いします。

8番

譲渡人	双海町高岸	●●	さん
	松山市	●●	さん
	下三谷	●●	さん
譲受人	双海町高野川	●●	さん
申請地	双海町高岸字●●	畑	●●m ²
権利の種類	売買による所有権移転		

9番

譲渡人	双海町高岸	●●	さん
譲受人	双海町高野川	●●	さん
申請地	双海町高岸字●●	畑	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の8ページ8、9番のとおりです。申請番号8番については、相続前の農地であるため、相続権利者全員での申請となっております。●●さんはユンボ等の重機が使えるので、オリーブ畑として使用できるように、荒れていた申請地を自ら整地しております。

申請番号9番については、先ほどの農地と隣接しており、こちらについても整地して耕作できるようにされております。担当委員さんからも現地確認等で問題ない旨、

聞いております。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です

議長

それでは、番号8、9につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

●●さんの所の前の方とは違いますか。

事務局

別の方ですが、関連がある方です。

議長

こちらでオリーブは出来るのですか。

●● 農業委員

出来るのではないのでしょうか。5、6反作っている方がいますよね。

●● 農業委員

その方は、もう少し広げています。

議長

自分の所でオイルにしているのですか。

●● 農業委員

実が採れるのが4、5年かかりますので、機械等導入はもう少し先になると思います。あと、収穫が大変な部分があります。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号8、9について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号8、9について承認いたします。

続いて、番号10につきまして、事務局にて説明をお願いします。

10番

貸渡人	下吾川	●●	さん
借受人	下吾川	●●	さん
申請地	下吾川字	●●	田 ●●m ²
借受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(借受人)	貸渡人の要望	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	3年間の使用貸借権設定		

借受人の経営状況は、議案説明書の8ページ10番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号10について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

貸渡人の●●さんは相続により農地を譲り受けましたが、農業用の機械その他がないので●●さんに作ってもらうようにしております。●●さんは●●歳と高齢ですが、●●代の息子さんがバリバリでされておりますので何ら問題ないと思います。以上です。

議長

それでは、番号10につきて、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号10について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号10について承認いたします。

続いて、番号11につきて、地元委員欠席につき、事務局にて説明をお願いします。

11番

譲渡人	東温市	●●	さん
譲受人	砥部町	●●	さん
申請地	八倉字	●●	田 ●●m ²

譲受人の耕作面積 ●●m²
申請理由 (譲受人) 農業経営安定化
 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の8ページ11番のとおりです。譲受人の●●さんは3年ほど前に賃貸契約でこの土地を借りデコポンを植えました。その後、簡易ハウスを建て、今年初めて葉つきデコポンとして出荷を行いました。借りた時から、数年後にはこの土地の売買について約束をしていたそうです。譲渡人である●●さんは父親から相続した農地を全て人に貸していて農業はしていません。●●さんは新規就農者としてスタートし、現在専業で柑橘栽培をしています。他の土地も借りて紅マドンナや、せとかを育てていて、特段問題ないかと思います。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号11につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号11について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号11について承認いたします。

議案第140号

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、9ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が2～3ページ、現地写真は4ページをご覧ください。譲渡人は、三秋、●●さん。譲受人は、米湊、●●株式会社、代表取締役、●●さん。申請地は、三秋字●●、畑、●●m²(●●m²のうち)。転用目的は、現場事務所、露天駐車場、資材仮置場(一時転用再許可申請、違反転用追認案件)権利の種類等は、賃貸借権の設定。

転用事由の詳細ですが、譲受人は、令和7年6月に県許可を受け申請地を現場事務

所用地等として一時転用し利用していたが、関連工事の令和８年度施行分を受注したため、申請地を同目的にて継続して利用すべく本申請に至ったものであるが、再許可申請の手続きの遅延から、従前の農地転用許可期間を経過しての申請となるため、追認による是正手続きとして本申請を行うものであります。なお、一時転用であるため、予定の工事終了の際には、原状復帰後、所有者へ返還するものであります。

申請地は、受注工事箇所である三秋地区「●●」に程近い住宅等が連たんする区域に位置しており、農用地区域内農地ではあるが、当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすことはなく、盛土規制法の許可届出等についても不要と判断されます。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

本申請につきましては、一時転用の申請ではありますが、農用地区域内農地である優良農地に該当するため、本会での審議後、県農業会議へ意見徴収する案件となります。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号１について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

事務局のご説明があったとおりでございます。改修工事の１期工事が終わりました、第２期工事が始まるということで、●●が落札したと聞いております。特に問題ないと思いますのでご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号１につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号１について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号１について承認いたします。

議案第１４１号

農地法第５条第１項の規定に基づく許可の取消願について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、10 ページ、番号 1、申請地説明図は、位置図が 5～6 ページ、現地写真は 7 ページをご覧ください。取消願に係る許可事項の詳細については、譲渡人は、中村、●●さん。譲受人は、松山市、●●さん。所在地は、中村字●●、田、●●㎡。転用目的は、農家住宅。権利の種類等は、賃貸借権の設定。

許可の取消事由の詳細ですが、譲受人は当初、農作業の従事体制等を整えるため、「令和 8 年●●月●●日愛媛県指令中局農振（●●）第●●号」により、農家住宅の建設のための転用許可を受けていたが、その後、市街化区域内に希望条件に適合する物件を見つけたことに加え、許可地においては追加の造成費用が大きな負担となり、費用対効果の面で不利であるとの判断から、許可地での農家住宅建築を断念したため、当該許可の取消を願い出たものであります。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

この案件につきましては、以前の申請の時に双海の方に道沿いにあるから見てくださいと話をしたことを覚えておりまして、私も毎日のように横を通るのですが、造成も何も始まらないので、どうしたのかと思っていたところ、このように事務局から話がありました。なかなか前に進まない珍しい案件ではございますが、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いうでしたら、番号 1 について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

ありがとうございます。番号 1 について承認いたします。

議案第 142 号

農地法第 2 条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、11 ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が8～10 ページ、現地写真は、11 ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、松山市、●●さん。土地所在地は、双海町高岸字●●、畑、●●㎡、他2筆、計3筆、面積合計●●㎡。

今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い土地で、家庭の事情により管理出来ず、約30年前から耕作しておらず、自然荒廃により山林化したもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、地元委員欠席につき、事務局にて説明をお願いします。

番号2

議案説明書は、11 ページ、番号2、申請地説明図は、位置図が12～15 ページ、現地写真は、16～18 ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、双海町高岸、●●さん。土地所在地は、双海町高岸字●●、畑、●●㎡、他8筆、計9筆、面積合計●●㎡。

今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い土地で、家庭の事情により労働力不足となり、約30年前から耕作しておらず、自然荒廃により山林化したもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局にて説明をお願いします。

3番

議案説明書は、11 ページ、番号3、申請地説明図は、位置図が19～21 ページ、現地写真は、22～26 ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、東温市、●●さん。土地所在地は、双海町串字●●、畑、●●m²、他13筆、計14筆、面積合計●●m²。

今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の悪い土地で、平成5年頃に植林し山林として管理してきたもので、農地への復元が著しく困難であることから、非農地判断を求められているものであります。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号3について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長

番号3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

議案第143号

伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の5第1項第27号イの規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、12 ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が27～28 ページ、現地写真は、29 ページをご覧ください。申出人は、伊予郡砥部町、●●さん。土地所有者は、宮下、●●さん。土地所在地は、宮下字●●、田、●●m²。計画変更内容は、農家住宅への転用を目的とした、伊予地域の農業の振興に関する計画・27号計画の変更及び農振・農用地区域からの除外です。

計画の変更・農振除外事由の詳細ですが、申出人は、現在、市外の借家にて家族で生活しつつ両親と農業に従事しているが、現住居は子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、住宅建築を計画し新居建築用地を検討し探していたが、父が所有する申出地が、実家に近く、将来的な農業の継承及び両親の介護の面等からも最適地であるため、当該申出地に農家住宅を建築すべく本申出に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済

第1号要件 代替地：無

第2号要件 地域計画への影響：無

第3号要件 周辺農地への影響：無

第4号要件 担い手への影響：無

第5号要件 附帯施設への影響：無

第6号要件 土地基盤整備事業の実施：有

(土地改良区等：除外支障なしの意見で協議・調整中)

当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともないと判断される。

盛土規制法の許可届出は不要と判断される。

本事案は伊予地域の農業の振興に関する計画により目指す農業振興の方策に係るものとして認められるため、農用地区域から除外することについて、止むを得ないと判断されます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

●●さんは、●●さんの息子さんで、現在、砥部の賃貸住宅に住んでおられますが子どもの成長と両親が●●歳を超える歳になったということで、老後の世話や今後一緒に農業経営をしていくために実家近くに農家住宅を建てたいということで農振除外の申請をしております。ちょうど南側と北側に住宅があるのですが、両方の住宅の方にも了解を得ているので、特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告第58号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告します。

事務局

1番

貸出人	稲荷	●●	さん
借受人	稲荷	●●	さん
届出地	稲荷●●	田	●●m ²
	他1筆	合計●●	m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法、賃借権設定		

議長

以上で、報告事項を終わります。それでは、その他ご質疑等はございませんでしょうか。

(質疑なし)

以上で、議案審議を終了いたします。

議長

それでは、次回は5月27日(水曜日)午後1時30分から農業振興センターでの開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第35回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後 2 時 3 7 分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
